

議案第9号

八幡浜市地域交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 標記条例を次のように制定する。

平成30年2月27日提出

八幡浜市長 大城 一郎

記

八幡浜市地域交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

八幡浜市地域交流拠点施設の設置及び管理に関する条例（平成24年条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後	改正前
<p><u>目次</u></p> <p><u>第1章 総則（第1条－第5条）</u></p> <p><u>第2章 交流拠点施設</u></p> <p><u>第1節 産直・物産販売・飲食施設及び海産物直売所（第6条・第7条）</u></p> <p><u>第2節 みなと交流館（第8条－第18条）</u></p> <p><u>第3節 大島交流館（第19条－第22条）</u></p> <p><u>第4節 公衆用トイレ、沖新田緑地公園及びその他の施設（第23条－第25条）</u></p> <p><u>第5節 行為の制限（第26条）</u></p> <p><u>第3章 指定管理者（第27条－第30条）</u></p> <p><u>第4章 補則（第31条）</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>（設置の趣旨）</p> <p>第1条 八幡浜市地域交流拠点施設（以下「交流拠点施設」という。）の設置の趣旨は、次のとおりとする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 道路利用者、<u>フェリー利用者及び離島航路利用者</u>に対する利便性の向上を図ること。</p> <p>(3) （略）</p> <p>（名称及び位置）</p>	<p>（設置の趣旨）</p> <p>第1条 八幡浜市地域交流拠点施設（以下「交流拠点施設」という。）の設置の趣旨は、次のとおりとする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 道路利用者<u>及び</u>フェリー利用者<u>に対する利便性の向上を図ること。</u></p> <p>(3) （略）</p> <p>（名称及び位置）</p>

第2条 交流拠点施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 八幡浜市地域交流拠点施設

位置 ア イに掲げるもの以外の施設 八幡浜市1581番地23及び1584番地

イ 第4条第4号の施設 八幡浜市大島字キシカウラ2番耕地117番地1, 2

(みなとオアシス及び道の駅)

第3条 交流拠点施設 (次条第4号の施設を除く。) は、「みなとオアシス」及び「道の駅」としての機能を併せ持つものとする。

(施設の内容)

第4条 交流拠点施設 に、次の 施設を設置する。

(1)～(3) (略)

(4) 大島交流館

(5)～(7) (略)

第5条 (略)

第2章 交流拠点施設

第1節 産直・物産販売・飲食施設及び海産物直売所

第6条・第7条 (略)

第2節 みなと交流館

第8条～第18条 (略)

第3節 大島交流館

(大島交流館の内容及び事業)

第19条 大島交流館には、次の施設を設置する。

(1) 交流・休憩・飲食スペース

(2) 調理室

(3) 事務室

(4) その他管理運営上必要な施設

2 大島交流館は、次の事業を行う。

(1) 観光に必要な情報及びサービスを提供すること。

(2) 来訪者に対して、交流、休憩及び飲食の場を提供すること。

(3) 前2号のほか、第1条の趣旨を踏まえた地域活性化に資する取組を行うこと。

(大島交流館の開館時間及び休館日)

第20条 大島交流館の開館時間及び休館日は、季節、繁閑その他の事情を考慮し、市長が別に定める。

(大島交流館の調理室利用者の費用負担)

第21条 市長は、規則で定める費用を大島交流館の調理室利用者に負担させることができる。

(準用)

第22条 第10条から第18条までの規定は、大島交流館について準用する。この場合において、これらの規定の見出し中「みなと交流館」とある

第2条 交流拠点施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 八幡浜市地域交流拠点施設

位置 _____ 八幡浜市1581番地23及び1584番地

(みなとオアシス及び道の駅)

第3条 交流拠点施設 _____ は、「みなとオアシス」及び「道の駅」としての機能を併せ持つものとする。

(施設の内容)

第4条 交流拠点施設 には、次の各号の 施設を設置する。

(1)～(3) (略)

(4)～(6) (略)

第5条 (略)

第6条・第7条 (略)

第8条～第18条 (略)

のは「大島交流館」と、第10条中「みなと交流館の多目的ホール又は会議室」とあるのは「大島交流館の調理室又は貸出用備品」と、第15条第2項中「別表第1及び別表第2」とあるのは「別表第3及び別表第4」と読み替えるものとする。

第4節 公衆用トイレ、沖新田緑地公園及びその他の施設

第23条～第25条 (略)

第5節 行為の制限

(行為の制限)

第26条 みなと交流館、大島交流館、公衆用トイレ、沖新田緑地公園及びその他の施設(以下「みなと交流館等」という。)においては、市長の許可を受けずに、次の行為をしてはならない。

(1)・(2) (略)

第3章 指定管理者

(指定管理者による管理)

第27条 (略)

2 前項の定めにより、みなと交流館等の管理を指定管理者に行わせる場合において、第10条、第11条、第13条及び第14条(第22条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)並びに第24条及び前条中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替える。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第28条 指定管理者は、次の各号の業務(以下「指定管理業務」という。)を行う。

(1) 第8条第2項各号及び第19条第2項各号に定める事業に関する業務

(2)・(3) (略)

第29条・第30条 (略)

第4章 補則

第31条 (略)

別表第1 (第15条 関係)

別表第2 (第15条 関係)

第19条～第21条 (略)

(行為の制限)

第22条 みなと交流館、公衆用トイレ、沖新田緑地公園及びその他の施設(以下「みなと交流館等」という。)においては、市長の許可を受けずに、次の行為をしてはならない。

(1)・(2) (略)

(指定管理者による管理)

第23条 (略)

2 前項の定めにより、みなと交流館等の管理を指定管理者に行わせる場合において、第10条、第11条、第13条、第14条、第20条及び第22条中

「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替える。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第24条 指定管理者は、次の各号の業務(以下「指定管理業務」という。)を行う。

(1) 第8条第2項第1号から第3号に定める事業に関する業務

(2)・(3) (略)

第25条・第26条 (略)

第27条 (略)

別表第1 (第15条第2項 関係)

別表第2 (第15条第2項 関係)

別表第2の次に次の2表を加える。

別表第3（第22条関係）

大島交流館調理室使用料

無料

別表第4（第22条関係）

大島交流館貸出用備品使用料

レンタサイクル	大人用1台につき1日200円 小人用1台につき1日100円
ウォーキング用ポール	無料

備考

- 貸出用備品利用者は、当該備品を指定された時間までに貸出場所又は指定された場所に返却し、点検を受けなければならない。
- レンタサイクル利用者は、使用料と同時に1台につき1,000円の保証料を納付しなければならないものとし、前項の点検を受けた際において特に支障がなければ返金する。

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 大島交流館に係る指定管理者の指定を行う場合において、当該指定を行うために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提案理由

大島の地域交流、地域振興及び情報発信等を図ることを目的とする大島交流館の新設に伴い、所要の改正を行うため。